

# とみさと市民活動サポートセンターの設置及び管理に関する条例

## (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、とみさと市民活動サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、富里市協働のまちづくり条例（平成22年条例第9号）で使用する用語の例による。

## (設置)

第3条 市は、協働によるまちづくりの主体となる市民、地縁による団体、市民活動団体、事業者及び市が交流しながら連携することのできる場所を提供し、市民活動の支援を行うことで、富里市協働のまちづくり条例の目的を達成し、個性豊かで活力のある自立した地域社会の実現を図るため、サポートセンターを設置する。

## (名称及び位置)

第4条 サポートセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
とみさと市民活動サポートセンター	富里市七栄652番地1

## (開所時間及び休所日)

第5条 サポートセンターの開所時間及び休所日に関する事項は、規則で定める。

## (業務)

第6条 サポートセンターの業務は次のとおりとする。

- (1) 協働のまちづくりの推進に関すること。
- (2) 市民活動を促進するための施設の提供に関すること。
- (3) 市民、地縁による団体、市民活動団体、事業者及び市相互の交流並びに連携の推進に関すること。
- (4) 市民活動に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 市民活動に係る人材育成に関すること。
- (6) 市民活動に関する相談に関すること。
- (7) 市民活動に係る調査及び研究に関すること。
- (8) 市民活動の推進に関する支援に関すること。
- (9) その他サポートセンターの設置目的を達成するために必要と認められる事業

(利用の範囲)

第7条 サポートセンターを利用することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市内において市民活動を行い、又は行おうとするもの
- (2) その他市長が認めるもの

(使用許可)

第8条 前条に規定するものが次の施設を使用するときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、市長が認める場合は、許可に係る手続を簡略化することができる。

名称
会議室（市民活動ブース1）
会議室（市民活動ブース2）

2 市長は、前項の許可をする場合においてサポートセンターの管理上、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第9条 前条に係る使用料は、無料とする。

(利用及び使用の制限)

第10条 市長は、第7条の規定により利用するもの又は前条第1項の規定により使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は利用を拒み、施設等の使用を制限し、若しくは退所させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により使用の許可を受けた事実が明らかと認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) サポートセンターの管理上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當な利用又は使用と認めるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、施設等を使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償の義務)

第12条 サポートセンターを利用するもの及び使用者は、サポートセンターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、サポートセンターの管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年3月1日から施行する。